

令和8年8月6日

課名：総務部契約検査課

内線：1383・1384

指 名 停 止 措 置 状 況 書

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者： 住 所 東京都千代田区富士見二丁目10番2号
商号又は名称 前田建設工業株式会社

2 指名停止の期間：
令和8年8月6日から令和8年9月5日まで（1ヶ月間）

3 事実概要：

当該事業者の社員が、令和元年に行われた熊本県八代市発注の新庁舎建設工事の入札を巡り、同社が有利となる評価基準案を市に採用させるよう働きかける見返りとして、同市市議に現金を供与する贈賄行為を行ったことが明らかになったことにより、8月6日（木）に福岡県庁にて指名停止が公表された。

4 指名停止の理由：

行橋市指名停止等措置要綱第3条（指名停止）第1項の別表第2（不正又は不誠実な行為）の12の項に該当する。

従って、本件については、指名停止1ヶ月間とする。

【指名停止等措置要綱 別表第2（不正又は不誠実な行為）の12の項該当】

措 置 要 件	期 間
12 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関して不正又は不誠実な行為をし、市発注業務に係る契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上9月以内